平成 26 年 5 月 19 日

各　位

会 社 名　新 京 成 電 鉄 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　笠 井　孝 悦
（コード番号　9014　東証第 1 部）
問合せ先　総務人事部　総務課
課長　宮 路　慎 一
（℡．047－389－1101）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 19 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催の第 96 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）取締役、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役に有能な人材の招聘を容易にするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨及び当社と社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、第 33 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（２）その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日　程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 26 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日　　平成 26 年 6 月 26 日（予定）

以　上

別紙

定款の変更の内容

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変 更 案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（新　　設）	（取締役の責任免除） 第 33 条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める額を限度として、その責任を免除することができる。 ２　当会社は、社外取締役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、社外取締役との間で締結することができる。
第 33 条～第 42 条（省　　略）	第 34 条～第 43 条（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（新　　設）	（監査役の責任免除） 第 44 条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める額を限度として、その責任を免除することができる。 ２　当会社は、社外監査役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、社外監査役との間で締結することができる。
第 43 条～第 49 条（省　　略）	第 45 条～第 51 条（現行どおり）